

鳥取県告示第521号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県被災者支援寄附金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部福祉保健課
課長補佐 坂本 光隆
- 3 委任期間
平成24年7月9日から平成25年3月31日まで